**上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書**

**（令和５年度　市民税・県民税申告書　添付書類）**

納税義務者　住所　佐倉市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　.

　　　　　　　　　　　　　　 　　 氏名

生年月日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　電話

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 〇確定申告した上場株式等の所得 | | | 住民税の特別徴収税額 |
| 上場株式等の配当所得等 | 総合課税分 | 円 | 円 |
| 分離課税分 | 円 | 円 |
| 上場株式等の譲渡所得等 | | 円 | 円 |

対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税15.315％（復興特別

所得税分含む）と住民税5％の合計20.315％の税率であらかじめ源泉徴収（特別徴収）されてい

るものとなります（所得税20.42％を源泉徴収されているものは対象ではありません）。

**【注意】※上記の表の住民税の源泉徴収税額の記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断**

**がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。**

**■申告する番号（１と２のいずれか）に〇をつけてください。**

１ 上記の確定申告した上場株式等の所得について、住民税では申告いたしません。

２ 上記の確定申告した上場株式等の所得について、住民税では下記の所得といたします。

　　 例）確定申告で分離課税した配当所得を住民税では総合課税で申告

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | | | 住民税の特別徴収税額 |
| 上場株式等の配当所得等 | 総合課税分 | 円 | 円 |
| 分離課税分 | 円 | 円 |
| 上場株式等の譲渡所得等 | | 円 | 円 |

　　※申告不要制度（住民税では申告しない）を選択した場合は、配当割額、株式譲渡割額、配当控除の

適用はありません。

**※当該申告書は、必ず確定申告をした後、納税通知書が届く日までにご提出ください。**

**※この用紙を提出する際は、市民税・県民税申告書に加えて確定申告書の控え及び特定口座年間取引報告書等の写しを添付してください**

【佐倉市記入欄】

入力

確認

備考

宛名番号

* 被扶養・配特確認
* 医療費控除確認